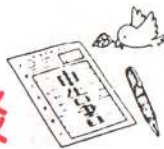


# 市県民税の 申告相談



市では、市県民税の申告相談を行っています。申告書や印鑑、証明書などを持参のうえ、指定された日に各会場へおいでください。

3月	受付相談区域	
	午前9時～12時	午後1時～4時
5(土)	御成町1丁目1区、2丁目、3丁目、御成町市営住宅、雇用促進住宅(狐台)	中道、栄町、清水町東成町、御成町1丁目2～4区、たつみ町、緑ヶ丘
7(月)	昭和町、神明町、南神明町、東新町、田町	根下戸、舟場、小館花天神緑町、八坂町、南ヶ丘
8(火)	大正町、御坂、新富町寺町、大町全区、常盤木町、中道1区、仲見世	長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、曙町
9(水)	美園町、住吉町、小館町、北神明町	片山全区、片山アパート、餅田団地
10(木)	桂城、金坂、赤館、部垂町、根下戸新町	桜町、相染町、向町一心院、谷地町、泉町
11(金)	末広町、弁天町、旭ヶ丘、川原町、新町中町、馬喰町	御成町4丁目・5丁目、通町、独鈷町、新地、南町
12(土)	中神明町、東町、東有浦町、城西町、豊町清水南町	柄沢、東台1区、有浦1丁目、アパート1号～3号(裏町、中町)
14(月)	東台2～4区、有浦2・4・5丁目、田代町3区、三菱金属清水住宅	有浦3丁目・6丁目水門町、長根山、田代町1区・2区
15(火)	これまでの相談日に相談できなかった方 〔確定申告の方(所得税対象の方)を除く〕	

◆相談会場・中央公民館  
◆問い合わせ・税務課民税保険係  
内線 230・231

## 市民将棋教室へ 参加しませんか

とき・3月23日、24日、25日、28日、29日  
午後1時30分～3時30分

ところ・中央公民館  
対象・小学生以上の市民  
定員・50人  
参加料・無料  
申し込み・3月7日から受け付け  
します。中央公民館(☎42-4369)へ直接または電話で申し込みください。

## 改正労働基準法 説明会を開催

労働基準法が四十年ぶりに大幅に改正され、四月から施行されることになりました。

県労働基準協会では、次のとおり説明会を開催しますので、各事業所からの出席をお願いします。

とき・3月15日(火)  
午後1時30分～5時  
ところ・中央公民館  
受講料・会 員 2、000円  
非会員 2、500円  
申し込み及び問い合わせ  
県労働基準協会大館支部  
☎42-3730

## 献血にご協力を

▽3月10日(木)  
8時30分～9時40分  
水門前 伊藤組  
10時～12時 御成町一 第一生命  
13時～16時30分  
いとくショッピングセンター

▽3月16日(水)  
9時～9時50分 餅田 羽後日産  
10時30分～11時40分  
大茂内 大館製作所

## 河川愛護モニターを 募集します

12時～12時50分 下代野 東北光輪  
14時～16時30分  
大町 トノムラ薬局

建設省能代工務事務所では、米代川に関して日常生活の範囲内で知り得た情報(川の汚れやごみの投棄など)を提供していただく、河川愛護モニターを募集します。

対象・20歳以上の市民  
定員・1人  
締め切り・3月10日  
申し込み及び問い合わせ  
能代工務事務所河川管理課  
☎0185-52-6211

## JRからのお願い

秋田支店管内で、線路の横断や線路内の通行等により列車に接触死傷するという事故が、今年度八

## 奨学生を募集

市では、経済的な理由で修学困難な方へ、奨学金を貸し付けします。

▽貸付額・月額2万円(卒業まで)  
▽条件・市民の子弟で、四年制以上の大学に在学中の方。卒業後6カ月据え置き8年償還、無利子。

▽人員・若干名  
▽受け付け・4月11日(月)まで  
▽申し込み及び問い合わせ  
市教育委員会学校教育課  
(内線253)

## 課税台帳縦覧期間が変更 固定資産第1期の納期

六十三年度は固定資産評価替えの基準年度に当たりますので、固定資産課税台帳の縦覧期間及び固定資産税・都市計画税の第一期の納期が、次のとおり変更になります。

〔縦覧期間〕  
○4月1日～4月20日  
午前8時30分～午後5時  
(土曜日の午後と日曜日は除きます)  
○縦覧場所  
市税務課固定資産係  
(内線232)  
〔第一期の納期〕  
○5月1日～5月31日

## 戦没者の遺族の皆さん 請求期限が迫っています

戦没者の遺族の方に  
特別弔慰金が支給されることを  
ご存じですか?

特別弔慰金は、国があらためて戦没者の遺族に対して弔慰の意を表すため、戦没者一人に対して額面三十万円の国債を支給するものです。その国債は、十年間にわたって毎年三万円ずつ償還されます。

対象・弔慰金を受けた方

- ・戦没者の子
- ・父母、孫、祖父母、兄弟姉妹など

請求期限・6月13日  
請求及び問い合わせ  
市福祉事務所社会係(内線208)

法律・15日 9時30分～12時30分

◇3月の各種相談日

※事前に市民生活課(内線214)へ申し込みください。

交通事故・8日、15日、22日 10時～15時

会場・市役所会議室